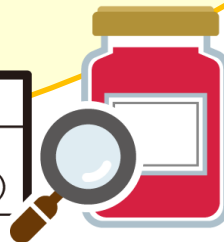


加工食品には、 原料原産地が表示 されています！

お店で加工食品を選ぶとき、
原材料の原産地も
参考にしてみましょう！

重量割合の
一番多い
原材料の
産地が表示
されます

名 称	いちごジャム
原材料名	いちご（国産） 砂糖／ゲル化（プセチン）、酸味料（クエン酸）
内 容	10g
賞 期 限	2022.1.15
保 存 方 法	高温、直射日光を避け保存してください。
製 造 者	農林水産株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇



平成29年9月からスタートした本制度は、経過措置
期間を経て、**令和4年4月1日から製造・加工される加工食品**
に対して、原料原産地表示が義務付けられています。

1

加工食品の新たな原料原産地表示制度

お店で加工食品を選ぶとき、どんな情報を参考にしていますか？

消費者への調査では、約 8 割の人が、原料の原産地名を参考にしていると答えています。



食品の包装やパッケージには、名称、原材料名、賞味期限（消費期限）、栄養成分など、様々な情報が「食品表示基準」に基づき表示されています。



この商品の原材料は国産かしら？外国産かしら？



地元の農産物を使ったものが買いたいな！

〇〇県産の果物を使ったジュースが飲みたい！

原料の原産地に対する消費者の関心の高まりを受けて

一部の加工食品のみに義務付けられていた原料原産地表示が平成 29 年 9 月から、全ての加工食品（輸入品を除く）に拡大されました。

2

原料原産地はどのように表示されるの？

原料原産地が表示される加工食品は？

全ての加工食品（輸入品を除く）が対象です。

すべての原材料に表示されるの？

使用されている原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合1位の原材料）が対象です。

包装容器のどこに表示されるの？

名称や内容量、賞味期限などと一緒に一括して表示される枠の中の「原料原産地名」又は「原材料名」の欄です。

有明海産

原料原産地表示の例

国内製造

名称	ふりかけ
原材料名	のり、ごま、砂糖、食塩、しょうゆ（大豆・小麦を含む）、みりん
原料原産地名	有明海（のり）
内容量	200グラム
賞味期限	枠外下部記載
保存方法	直射日光、高温多湿をさけて保存してください。
製造者	〇〇株式会社 熊本県△△市△△△-△

名称	スパゲッティ
原材料名	デュラム小麦のセモリナ（国内製造）
内容量	600グラム
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	高温多湿の場所、直射日光を避けて保存してください。
調理方法	標準ゆで時間7分
販売者	〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
製造所	△△株式会社 神奈川県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

基本は国の名前が表示されますが、国産、国内製造の場合は、都道府県名やその他一般に知られている地名を表示できることになっています。

3-① 原料原産地表示の読み方は？

原則の表示方法

原則は、**国別の重量順**に表示されます。

2 か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合

使用割合の多い順に国名が表示されます。

表示例	
名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ アメリカ産、国産 ）、豚脂肪・・・

- ・この表示例の場合、原材料の豚肉は、「アメリカ産」と「国産」の両方が使用されており、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用されていることを意味しています。
- ・3か国以上の場合は、3か国目以降を「その他」と表示してもよいことになっています。

原材料が加工食品の場合

原材料が加工食品の場合は、その加工食品の**製造地の国名が「○○製造」と表示されます（製造地表示）**。

表示例	
名称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ ベルギー製造 ）、小麦粉・・・

- ・この表示例の場合、チョコレートがベルギーで作られたことを意味しています。チョコレートの原材料がベルギー産という意味ではありません。
- ・加工原材料の生鮮食品までさかのぼって表示することもできるようになっています。その場合は、その生鮮食品の名称とともに原産地が表示されます。

※上の表示例は、表示場所が「原材料名欄」の例です。このほか、「原料原産地名」欄を設けて表示してある場合もあります。

3-② 原料原産地表示の読み方は？

産地の変動があり、頻繁な包材の切替ができないなどの理由で、**国別重量順表示ができない場合**は、
以下のような表示方法があります。

又は表示

根拠に基づいて、一定の期間の使用割合の多い順に「又は」でつないで国名が表示されます。いつの期間の使用割合による順序かという注意書きもあわせて表示されます。

表示例

名称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉（ アメリカ産又は国産 ）、豚脂肪・・・

注意書き

表示順序の根拠がセットで表示されます。

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

- ・この表示例の場合、昨年度は「アメリカ産」と「国産」の両方を使用しており、「アメリカ産」の方が「国産」よりも多く使用した、という意味です。この商品自体は、「アメリカ産」>「国産」、「アメリカ産」<「国産」、「アメリカ産」のみ、「国産」のみ、のいずれかのパターンになります。
- ・新製品など、過去の使用実績が使えない場合は、使用計画による表示順になります。
- ・「又は表示」をした場合であって、過去の一定期間の使用割合が5%未満の産地は、産地の次に「（5%未満）」と表示されます。

大括り表示

一定の期間に使用している産地が3か国以上の外国産である場合は、「輸入」、「外国産」などと表示できることになっています。

表示例

名称	ウィンナーソーセージ
原材料名	豚肉（ 輸入 ）、豚脂肪・・・

- ・この表示例の場合、3か国以上の外国産の豚肉の使用実績がある、又は使用予定であり、それらの使用割合の順序には変動がある、という意味です。国産の原材料は使用されていないことを意味しています。

4-① 原料原産地表示の表示例

※ 以下の表示例では、名称と原材料以外の表示を省略しています。また、原料原産地の表示場所を「原材料名欄」にした例です。

【芋けんぴ】の場合

名称	油菓子
原材料名	さつまいも（九州）、砂糖、植物油（なたね油（遺伝子組換え不分別）、パーム油）

1番多い原材料は「さつまいも」であり、その産地は「九州」です。

【冷凍かにクリームコロッケ】の場合

名称	冷凍かにクリームコロッケ
原材料名	生乳（北海道）、かに、たまねぎ、小麦粉、ショートニング、ゼラチン、バター、植物油、砂糖、乳製品、全粉乳、ほたてエキス、食塩、白ワイン、チキンコンソメ、かにエキス、香辛料、衣（パン粉、小麦粉、植物油、デキストリン、粉末油脂、でん粉）、揚げ油（パーム油、米油）／加工でん粉、乳化剤（大豆由来）、増粘剤（ヒドロキシプロピルメチルセルロース、増粘多糖類）、調味料（アミノ酸等）、膨張剤、着色料（アナトー色素、カラメル）、香料

1番多い原材料は「生乳」であり、その産地は「北海道」です。

【りんごを使った洋生菓子】の場合

名称	洋生菓子
原材料名	砂糖（さとうきび（国産））、りんご果汁（りんご（国産））、／ゲル化剤（デキストリン、寒天、キサンタンガム、ローカストビーンガム）

1番多い原材料は「砂糖」であり、その「砂糖」は「国産」の「さとうきび」を使用しています。また、2番目に多い原材料に表示義務はありませんが、「りんご果汁」は「国産」の「りんご」を使用していることを表示しています。

【ラングドシャクッキー】の場合

名称	チョコレート菓子
原材料名	砂糖（北海道製造）、卵白、小麦粉、全粉乳、油脂加工品（バター、植物油、牛乳）、ココアバター、ショートニング、クリーム、でん粉、／乳化剤、香料、（一部に小麦、卵、乳成分、大豆含む）

1番多い原材料は「砂糖」であり、その「砂糖」は「北海道で製造」されたものです。
※北海道産の原材料を使用した砂糖という意味ではありません。

4-② 原料原産地表示の表示例

※ 以下の表示例では、名称と原材料以外の表示を省略しています。また、原料原産地の表示場所を「原材料名欄」にした例です。

【いちごジャム】の場合

名称	いちごジャム（プレザーブスタイル）
原材料名	いちご（チリ産又はアメリカ産）、糖類（砂糖、ぶどう糖）、／ゲル化剤（ペクチン）、酸味料

※いちごの産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

1番多い原材料は「いちご」であり、その産地は「チリ」か「アメリカ」かその両方です。昨年度は、アメリカ産よりチリ産を多く使った実績があることがわかります。

【プロセスチーズ】の場合

種類別	プロセスチーズ
原材料名	ナチュラルチーズ（オーストラリア製造又はニュージーランド製造）、バター／乳化剤

※ナチュラルチーズの製造地は、過去2年間の使用実績順。

1番多い原材料は「ナチュラルチーズ」であり、その「ナチュラルチーズ」は「オーストラリア」か「ニュージーランド」かその両方で製造されたものです。過去2年間では、ニュージーランド製造のものよりオーストラリア製造のものを多く使った実績があることがわかります。

【トマトジュース】の場合

名称	トマトジュース
原材料名	トマト（輸入）、食塩

1番多い原材料は「トマト」であり、3か国以上の外国産トマトの使用実績がある、又は使用予定であるという意味です。また、その各産地の順位は一定ではなく、変動があることを意味しています。国産のトマトは使用されていないことがわかります。

【餃子】の場合

名称	ぎょうざ
原材料名	野菜（キャベツ、たまねぎ、にら、にんにく）、食肉（豚肉（国産）、牛肉）、豚脂、卵白（卵を含む）、砂糖、食塩、皮（小麦粉、なたね油、食塩、しょうゆ（大豆・小麦を含む）、サフラワー油）

1番初めには野菜がまとめて表示され、次に食肉がまとめて表示されていますが、個別にみて1番多い原材料は「豚肉」であり、その産地は「日本」です。

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

米トレーサビリティ法とは…

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けるものです。



記録



取引等の記録の作成・保存

米・米加工品（注1）を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存してください。

- ・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
- ・保存期間は原則3年。

（注1）本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。

- ・米穀（玄米・精米・ふるい下米等）
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）となります。



記録事項 | 品名、産地（注2）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

（注2）産地の記録の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

◆記録を作成・保存していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

実際の取引において取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書（控）

お客様コード 00000000

売上

伝票 No.000000000

〒□□□-□□□□

東京都〇〇区〇〇-〇〇

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様

TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000

毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

受注日〇〇年〇〇月〇〇日

指図日〇〇年〇〇月〇〇日

納品日〇〇年〇〇月〇〇日

納品先

書面、電子媒体のいずれでも可能です。
また、納品書に限らず、仕様書、規格書等（これらの組み合わせを含む。）でも可能です。

年月日：搬入・搬出した日
（困難な場合は、受発注日等でも可。）

搬出入した場所
（取引先住所と異なる場合に記載。）

取引先の名称又は氏名

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載（上記（注2）を参照。）

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。（義務化は「米・米加工品」のみ。）

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産コシヒカリ（10kg）	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	〇〇県産ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計合計			XXXXXX
指図 No,		消費税等			XXXXXX
		納品重量計			XXXXXXXXXX

〇〇〇〇株式会社 〇〇本社
〒□□□-□□□□ 担当者 ××××
東京都〇〇区〇〇-〇〇 TEL: 03-0000-0000
FAX: 03-0000-0000

伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品（注3）を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等（注4）又は商品の容器・包装への記載により、産地（注5）情報の伝達が必要です。

（注3）取引等の記録の対象品目と同じ。（ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。）

（注4）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

（注5）産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要です。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください（※）。

また、外食店等（料理を提供する事業者）では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報を掲示

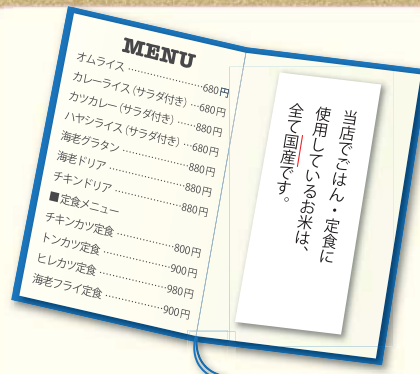


産地情報については、店員におたずねください。

店内に産地を知ることができる方法を掲示



メニューに産地情報を記載



小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

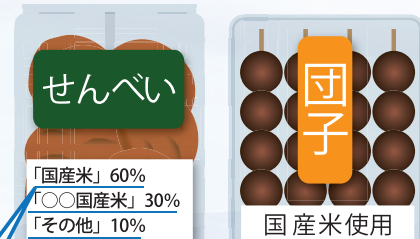
- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

<一括表示欄への記載例>

名 称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、〇〇国産、その他)、食塩/調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1

いずれの
場所への
記載でも可

<一括表示欄の枠外への記載例>



- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

- ② 原料米の産地情報については
当社 HP をご覧ください。
- ① <http://www.xxxxxxxx.xx.xx>

名 称	米 菓
原材料名	うるち米、食塩、調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1

Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

- ② 原料米の産地情報については
お客様相談窓口へお尋ねください。
- ① ☎0120-0000-0000

名 称	米 菓
原材料名	うるち米、食塩、調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇1-1

お問い合わせ先

北海道農政事務所

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-051-031

関東農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-087-110

東海農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-242-110

中国四国農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-558-110

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部消費・安全課
TEL：098-866-1672

東北農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-796-110

北陸農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-646-110

近畿農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-317-142

九州農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-005-110

農林水産省消費・安全局

米穀流通・食品表示監視室
TEL：0120-714-110
(ガイダンス番号「3」)

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索



お米の トレーサビリティ 制度



お米の産地が わかります。

米トレーサビリティ法(注)により、
消費者が米穀等(米や米加工品)の産地情報を
入手できるようになります。

商品の容器や包装、外食店や小売店等で、
原料米の産地がどこなのか確認できます。

(注)「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

小売店等で
対象となる
米・米加工品
の例

小売店等で販売されるもの



外食店等で
対象となる
米・米加工品
の例

外食店等で提供されるもの



外食店等では

お米の産地情報が知りたいときは…

小売店、
通販等では



※外食店等では、米飯類のみが産地情報伝達の対象です。
産地は「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等のように表示されます。



●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索



食品表示法等に基づく監視業務 ①

農林水産省では、食品表示法や米トレーサビリティ法などの各種法令に基づき、都道府県および政令指定都市等と役割を分担しながら、食品表示の適正化および米穀等の適正な流通の確保に努めるとともに、消費者の信頼確保を目的として、監視業務を実施しています。

☆監視業務の必要性

- ・食品は、見た目で品質を判断することが難しい。
- ・農林水産物は、産地や用途によって価格に大きな差がある。

- ・消費者の食に対する信頼を損ねる。
- ・偽装食品などが容易に流通することにより、農林水産物の評価が適正に行われず、市場流通が混乱するだけでなく、生産者などの努力が正当に報われない。

食品表示ルール遵守の監視が不可欠



関東農政局では、

1. 食品表示法
2. JAS法
3. 牛トレーサビリティ法
4. 米トレーサビリティ法
5. 食糧法
6. 農産物検査法
7. 水産流通適正化法

に基づく監視業務を実施しています。

食品表示法等に基づく監視業務 ②

【食品表示基準違反への対応】

調 査（消費者庁・国税庁・農林水産省・都道府県・政令指定都市）

指示

是正の指示

業者名の公表 等

〔消費者庁・国税庁・農林水産省
都道府県・政令指定都市〕

指示に従わなければ

命令

指示に従うよう命令・公表
（消費者庁のみ）

命令に従わなければ

罰則

個人：1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金

直罰規定の適用

原産地の偽装
（原料原産地を含む）

罰則

個人：2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金

農林水産省による指示・勧告等の実績

令和7年度（令和7年9月30日現在）

- ・食品表示法 2件
- ・牛トレーサビリティ法 3件

令和6年度

- ・食品表示法 16件
- ・牛トレーサビリティ法 4件
- ・JAS法（有機JAS） 1件

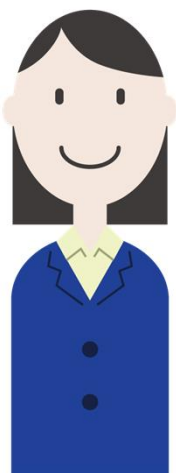
違反に関する指導件数等

令和6年度

- ・食品表示法 244件
- ・米トレーサビリティ法 10件
- ・牛トレーサビリティ法 91件
- ・JAS法（有機JAS） 16件

（注）食品表示法の指導件数は、農林水産省のほか、消費者庁及び国税庁が行った指導件数を含みます。

最新の情報はこちら
（農林水産省ホームページ）



TBS「情報7daysニュースキャスター」のお仕事紹介コーナー「FOCUS:」で、「農林水産省の監視業務」が紹介されました。

下記検索ワード又はQRコードをご活用ください。

YouTube 食品表示Gメン

検索

